

SPC JINJIKEN NEWS



9月の有効求人倍率 1.64 倍に上昇 正社員は過去最高に (10月30日)

厚生労働省が発表した9月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.64倍(前月比0.01ポイント上昇)で、44年8カ月ぶりの高水準だった。また、正社員の有効求人倍率は1.14倍で過去最高値を更新。総務省が発表した9月の完全失業率は2.3%(前月比0.1ポイント低下)で2カ月連続で改善した。

「過労死等防止対策白書」を発表～教職員の労働実態を分析 (10月31日)

厚生労働省は、2018年度版の「過労死等防止対策白書」を発表した。これによると、教職員の1日の平均勤務時間は11時間17分で、学校別では「中学校」、職種別では「副校長・教頭」が最も長かった。ストレスの悩みや内容は、「長時間勤務の多さ」(43.4%)が最も多く、「職場の人間関係」(40%)、「保護者・PTA対応」(38%)と続いた。

介護報酬を来年10月に臨時改定～介護職員の賃上げ目指し、厚労省が方針 (11月2日)

厚生労働省は、介護現場の人材不足解消策の1つとして介護職の賃金を引き上げるため、2019年10月に介護報酬を臨時に改定する方針を固めた。消費税率引上げによる増収分と保険料、計2,000億円で、勤続年数の長い介護職員を中心に処遇改善を図る。12月をめどに大枠が示される見込み。

平均給与 5年連続の増加 (9月29日)

国税庁の調査から、民間企業で働く会社員やパート従業員などの平均給与(2017年)が前年を10万6,000円上回り、432万2,000円となったことがわかった。5年連続の増加となった。役員らを除く正規雇用者の平均給与は493万7,000円、パート・派遣社員などの非正規雇用者は175万1,000円で、両者の差は拡大傾向にある。

公的年金運用、5.4兆円黒字 GPIFが7～9月期の運用益を発表 (11月2日)

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、7～9月期の公的年金の積立金の運用実績について、5兆4,143億円の黒字になったと発表した。黒字となるのは2四半期連続で、9月末現在の運用資産額は165兆6,104億円。GPIFは、「堅調な企業業績などにより国内外の株式の収益額が膨らんだ」と分析している。

職場のパワハラ防止策 厚労省が法整備案を提示 (11月6日)

厚生労働省は、労働政策審議会の分科会に対し、職場のパワハラを防止するための対策案として、法律や指針で企業側に周知や相談対応を義務付ける案や、行為そのものを禁止する案などを示した。今後、法律による防止措置を義務付ける方向で検討を行い、来年中に関連法案を国会に提出することを目指す。

公的医療保険、「国内居住」を要件に 外国人の不適切利用対策～政府方針 (11月7日)

政府は、外国人による公的医療保険の不適切利用を防ぐため、健康保険法を改正して適用条

件を厳格化する方針を固めた。日本で働く外国人が母国に残した家族については、適用対象から原則として除外する。来年4月の開始を目指す外国人労働者の受入拡大に向け、環境を整えることがねらい。来年の通常国会への改正案提出を目指す。

マクロ経済スライド完全実施で国の負担 3.3兆円減～会計検査院試算（11月9日）

少子高齢化に合わせて年金の給付水準を自動的に抑えるために2004年度から導入されたマクロ経済スライド（賃金や物価が上昇した場合の増額を小幅にとどめ、年金財政を安定させる仕組み）が完全に発動されていれば、2016年度の給付水準は、実際の水準よりも5.0ポイント低かった（国の負担が3.3兆円抑えられた）ことが会計検査院の試算で明らかになった。マクロ経済スライドは、これまで2015年度の1度しか発動されていない。

配偶者年金「国内居住」を要件に（11月11日）

政府は、外国人労働者受け入れ拡大をめぐり、厚生年金の加入者が扶養する配偶者が年金の受給資格を得るには「国内居住」を要件とする方法で検討に入った。早ければ2019年度中にも国民年金法を改正する方針。

入管法審議入り 外国人材 5年で34万人（11月14日）

外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法改正案が13日、衆院本会議で審議入りした。政府・与党は2019年4月からの新制度導入に向けて、今国会での成立を目指す。2019年度からの5年間の受け入れ見込み数は最大で34万5,150人になるとしており、業種別では、介護業が最も多く最大6万人、建設業は最大4万人、農業は最大3万6,500人となっている。



働き方改革実現に向け厚労省が方針（11月15日）



厚生労働省は、働き方改革の実現に向け、「長時間労働の事業所への監督指導を徹底し、悪質な場合は書類送検などで厳正に対処する」とする政策指針となる基本方針をまとめた。年内にも閣議決定される見通し。

キャリアアップ助成金の拡充検討へ（11月16日）

政府は、パート・アルバイトの労働時間を延長した企業への助成金を拡充する。「キャリアアップ助成金」のうち、労働時間延長を盛り込むコースなどの拡充を検討し、短時間労働者の就業時間を延ばしたうえで、社会保険を適用すれば受給できるようにする。1人当たりの助成金額や対象人数も引き上げる。2019年度までに拡充を目指す方針。

企業の27%で66歳以上も働ける制度（11月17日）

厚生労働省の調査（従業員31人以上の企業対象）で、66歳以上でも働ける制度を設けている企業が全体の27.6%に上がることがわかった。希望者全員が働ける制度に限ると10.6%になる（中小企業11.4%、大企業3.5%）。厚労省は、人手不足を背景に、「中小企業で高齢者の活用がより進んでいる」としている。

障害者雇用促進法の改正を検討へ（11月21日）

中央省庁などによる障害者雇用の水増し問題などを受け、厚生労働省は障害者雇用促進法の改正の検討を始めた。法改正により、障害者が能力を発揮できる環境の整備や、中央省庁での障害者数の算定が適切に行われているかチェックする機能を強化したい考えで、来年の通常国会への提出を目指す。

トピックス●外国人材の受入れ拡大に関する改正法案を閣議決定—新制度の概要は？

本年（2018年）11月に入って間もなく、外国人材の受入れ拡大に関する改正法案が閣議決定されました。

同年10月末頃に召集された第197回臨時国会の所信表明演説で、安倍総理は、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる。入国管理法を改正し、就労を目的とした新しい在留資格を設ける」と決意を述べましたが、それを実現させるべく、異例のスピードで、改正法案の閣議決定・国会での審議へと進んでいます。

改正法案の正式名称は、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」。そのうち、新たな在留資格に関する部分を確認しておきましょう。

———出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（骨子）

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設に関する部分

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

〈補足〉受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

・・・政府は、農業や介護、建設など14業種を検討中

☆ 政府・与党は、来年（2019年）4月からの新制度のスタートを目指していますが、上記の骨子を見ても、具体的に取り決めていかなければならないことがたくさんあることがわかります。

受入れ業種の範囲はもちろん、受け入れた外国人労働者の社会保険の適用をどのようにするのか等々、具体的なルールを整備できるのかがポイントとなりそうです。

